

第2回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会 議事録

日時等

日時：令和8年4月15日（水）18時30分～

会場：東棟3階 庁議室（オペレーションルーム）

開催方法：対面・オンライン併用

出席者：【検討委員】藤平敦（委員長）、佐藤香代（副委員長）、石鍋浩、加藤昌子、
松丸未来、竹村睦子、西村由紀

【関係者】開発 一博（世田谷区立中学校 PTA 連合協議会会長）

佐野 岳（世田谷区立小学校 PTA 連合協議会会長）

豊福 晋平（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
准教授）

平尾 潔（世田谷区子どもの権利擁護代表委員）

牧野 晶哲（白梅学園大学准教授、スクールソーシャルワーカー・
スーパーバイザー）

吉村 実（世田谷区民生委員児童委員協議会副会長）

（敬称略）

1 開会

学校教育部長より開会の挨拶があり、ハイブリッド形式で開催すること、議事録作成のため録音を行うことが説明された。委員及び関係者、区職員の紹介が行われた。

2 条例制定の基本的な考え方（議論の視点）

事務局より、第1回委員会の意見を踏まえて整理した条例の考え方のたたき台について説明があった。委員からは、条例の対象となる子どもの範囲について、区立小中学校だけでなく私立学校や幼稚園をどのように位置付けるか検討が必要との意見が出された。また、いじめは学校在籍期間にとどまらず、その後の人生に影響を及ぼし得ることから、生涯にわたる影響を踏まえた表現を盛り込むべきとの指摘があった。

3 基本理念

条例の基本理念として、処罰や責任追及ではなく子どもの最善の利益を中心に据える考え方について議論した。委員からは、子ども自身が問題解決に参加し成長につなげる視点を重視すべきとの意見があった。特に「関係修復」の考え方については、対話や環境調整など様々な選択肢を含む概念として整理する必要がある、被害を受けた子どもに修

復を強いるものと受け取られない工夫が必要との意見が出された。また、加害・被害の固定化を避け、背景要因を踏まえた支援を行うことや、子どもの意見表明権を保障する重要性が共有された。

4 段階別の基本的な考え方

予防、兆候把握、初期対応、重大事態対応までを段階的に整理する考え方について議論を行った。委員からは、予防や早期対応の比重をより大きくするべきとの意見が多く出された。特に「気づき」の重要性が指摘され、子ども、教職員、保護者、地域が小さな変化に気づき共有できる仕組みづくりが求められた。また、感情調整やコミュニケーション能力の育成、心理的安全性のある学級・学校づくり、傍観者への働きかけ、SNS 上の人間関係への対応などを予防段階に位置付ける必要性が議論された。さらに、SEL（社会性と情動の学習）の視点や教職員同士の良好な関係性がいじめ予防の基盤となることが指摘された。

5 重大事態及び複雑事案への対応

重大事態対応について、法に基づく重大事態と、背景要因が複雑に絡み解決に時間を要する事案とを整理して考える必要性が示された。委員からは、発達特性、家庭環境、SNS、加害・被害の関係の流動性などを含む「複雑事案」という視点は実態を表しているとの意見があった。一方で、重大事態に至る前の段階で適切な支援を行うことこそ重要であり、防止条例として予防・早期対応に重点を置くべきとの意見も出された。

6 各主体の責務と体制

学校、教育委員会、保護者、地域等の役割について議論した。保護者の責務については、学校との連携だけでなく子どもの意思を尊重しながら解決を支える視点を明確化すべきとの意見が出された。また、子どもの権利を条例上明確に位置付ける必要性が指摘された。学校体制については、教職員の孤立を防ぐ風通しのよい組織づくりが重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職との連携強化が必要であることが確認された。

7 子どもの意見聴取

学級での話し合い、全児童・生徒アンケート、ワークショップを組み合わせる子どもの意見を聴取する案について説明があった。委員からは、実態把握と意見聴取の目的を整理すること、発達段階に応じた設問設計を行うこと、心理的安全性に十分配慮することなどが求められた。また、傍観者の視点や相談希望の把握、自由記述の工夫等について多くの提案がなされた。

8 条例素案シンポジウム

条例素案の内容と子どもの声を区民へ共有するシンポジウム案について説明があった。子どもを直接登壇させるだけでなく、ワークショップやアンケート結果を通じて子どもの考えを伝える方法が提案された。また、いじめが深刻化する前の段階から考えられるテーマ設定や、対話と修復の視点を重視した構成とする方向性が示された。

9 その他

次回以降、研修や専門職活用など実効性ある体制づくりに関する議論を深めることとし、事務局が資料修正及び条例素案の作成を進めることが確認された。

10 閉会

次回委員会は令和8年7月15日に開催予定であることが案内され、閉会した。